

2 高土政第1393号
令和3年3月29日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

低入札工事における監督等補助委託業務に関する取扱いについての
一部改正について（通知）

このことについて、低入札工事における監督等補助委託業務に関する取扱いについて（平成17年6月10日付け17高建管第101号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率の改正に伴い、必要な規定の整備や、請求書の押印を省略した場合の取扱いの追加を行いました。

2 施行日

この改正は、令和3年4月1日から施行することとし、改正後の別紙3については、契約締結日が同日以降の契約から適用することとします。

別紙 1

低入札工事における監督等補助委託業務実施要領

(目的)

第 1 この要領は、低入札価格調査時に調査を行った項目を対象とし、工事現場での施工実態を調査・把握し、低入札工事の適正な施工管理を目的とする。

(委託できる業務内容)

第 2 委託できる業務内容は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成 19 年 6 月 20 日付け 19 高建管第 270 号副知事通知）に関する業務のうち、現場での施工の実態調査に関することとする。ただし、受注者は、設計図書の変更等に係る指示及び命令の権限を持たないため、その責任はすべて調査職員に帰する。

(対象工事)

第 3 原則、低入札価格調査制度を適用し契約した工事すべてを対象とする。ただし、工事の特性等（場所、規模、工種等）により必要ではないと判断できる場合は、この限りではない。

(監督及び検査)

第 4 監督及び検査は、別に定める「低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書」に基づくほか、「高知県土木設計等委託業務監督規程」及び「同監督要領」並びに「同検査規程」及び「同検査要領」に準じて行う。

(工事施工者への通知)

第 5 対象工事の請負者に対して、低入札工事における監督等補助委託業務により当該工事に監督補助員等を配置することを別途様式により通知する。

別紙2

低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書

第1条 適用範囲

この共通仕様書は、高知県が委託する「低入札工事における監督等補助委託業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 用語の定義

この共通仕様書において「発注者」、「受注者」、「調査職員」、「監督管理者」、「現場監督補助員」、「指示」、「承諾」、「協議」の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、高知県知事をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は監督管理者・現場監督補助員に対する指示、承諾又は協議の職務を行う者で、契約書に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員、調査員を総称している。
- (4) 「監督管理者」とは、受注者が業務の適正な履行を確保するため、現場監督補助員とともに施工業者を指導・監督する者をいう。（委託業務受注者）
- (5) 「現場監督補助員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（監督管理者を除く。）をいう。（委託業務受注者）
- (6) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し業務遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (8) 「協議」とは、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。

第3条 監督管理者及び現場監督補助員

- 1 監督管理者及び現場監督補助員は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領、低入札工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、さらに、工事現場の立地条件等についても存知しておかなければならない。
- 2 監督管理者は、現場での施工の実態調査を確実にを行うため、次に掲げる事項について、現場監督補助員とともに、施工業者を調査・指導しなければならない。
 - (1) 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に関する業務の実施に当たっては、同要領の内容を十分理解し、現場での施工の実態調査を実施すること。
 - (2) 低入札工事における監督等補助委託業務に関する業務の実施に当たっては、

低入札工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、さらに、現場の状況についても精通しておくこと。

- (3) 監督補助に関する業務の実施に当たっては、工事請負者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合には、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

3 現場監督補助員は、現場での施工の実態調査を確実にを行うため、発注者（調査職員）の指示に従い、工事の実態を十分把握し調査しなければならない。

第4条 業務実施計画書

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務実施計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第5条 監督業務結果報告書

受注者は、別紙様式 1 により、次に掲げる事項を記入した監督業務結果報告書を作成し、調査職員に書面により報告するとともに、保管しなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要な事項

第6条 業務完了届の添付書類

前条に規定する監督業務結果報告書を整理して、別紙様式 2 による現場施工管理（低入札工事監督）補助業務日誌により行うものとする。

第7条 監督に関する業務

監督業務に関する内容については、以下のとおりとする。

- (1) 書類の確認

受注者は、工事請負者から提出された書類は、これを確認し調査職員に報告すること。

- (2) 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に関する業務のうち、工事現場で低入札価格調査時に調査を行った項目を対象とした施工実態調査。
- (3) 工事現場での工事請負者と工事監督員（発注者：県）との連絡調整等を行った場合は、速やかにその結果を調査職員（発注者：県）に書面にて報告すること。

第8条 その他

この共通仕様書に規定のない事項は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」及び「低入札工事における監督等補助委託業務 特記仕様書」に準じて行うこととし、協議に

より決定するものとする。

また、実施要領第5に規定する対象工事の請負者への通知様式については、別途様式を参考とする。

別途様式

〇〇建設株式会社 代表取締役 様

〇 〇土木事務所長

工事監督補助員について

本工事は低入札工事における監督対象工事であるため、令和 年 月 日より現場実態調査及び施工管理に係る監督補助業務の一部を〇〇（現場監督補助員 〇 〇）に委託したので通知する。

なお、委託業務の実施に当たって、現場監督補助員の権限及び立場は下記のとおりであるので併せて通知する。

記

現場監督補助員（委託受注業者）が工事監督職員（県職員）にかわって現場で作業実態（低入札価格調査時に調査を行った項目を対象とした施工実態）の調査等を行う際は、その業務に協力しなければならない。

ただし、現場監督補助員は、建設工事請負契約書第9条に規定する工事監督職員ではなく、指示、承諾、協議、検査の合否等の判定を行う権限は有しないものである。

(様式1)

監督業務結果報告書

監督業務日時	令和 年 月 日 時		
監督管理者		現場監督補助員	
監督工事名 (工事番号)			
監督業務の内容とコメント			備考

*必要に応じて、「段階確認実施表」など、工事監督を行う際に用いる別の様式を添付する。

(記載例)

低入札工事における監督等補助委託業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本業務は、「契約書」及び「低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書」によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

第2条 監督管理者及び現場監督補助員の資格

監督管理者及び現場監督補助員は、次のいずれかの資格を有する者とする。

職 階	資 格 等
監督管理者	① 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験(注1)を有する者 ② 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(建設部門)の資格を有する者 ③ ①、②と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者(注2)
現場監督補助員	① 1級土木施工管理技士の資格を有する者又は2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 ② 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験(注1)を有する者

(注1): 「実務経験」とは、土木施工管理技士受検資格において認められている土木関係工事に従事した業務経験をいう。

(注2): 「認められる者」とは、公共土木工事の調査、計画・設計、施工及び施工管理等において、指導、監督及び総合管理等の業務を20年以上経験した者を標準的な基準とする。

第3条 本業務の対象工事

〇〇土木事務所において監督する次の工事とする。

工事名(工事番号)	請負業者	工期

第4条 業務の範囲

1 監督管理者及び現場監督補助員はそれぞれ1名とする。

- 2 業務の範囲は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に関する業務
 - ア 現場での施工実態の調査
 - (2) 低入札工事における監督補助に関する業務
 - ア 工事監督職員と工事請負者との連絡調整

第5条 業務の打ち合わせ

- 1 低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書第3条第2項(3)に定める事項は、適時行うものとする。
- 2 業務打ち合わせは前項によるほか、業務を開始する前に総括打ち合わせを行い、業務完了後に最終報告をそれぞれ1回行うものとする。
- 3 業務打ち合わせの場所は、〇〇土木事務所を原則とする。
- 4 業務打ち合わせ内容は、業務の実施計画、業務履行状況の確認、その他業務の実施上必要となる事項とする。

第6条 業務の履行場所及び頻度

- 1 業務の履行場所は、本業務対象工事の工事場所を原則とする。
- 2 業務の履行は、週に1回以上現地に出向いて行うものとする。

第7条 その他の事項

- 1 高知県建設工事共通仕様書等、業務に必要な図書は、受注者で準備すること。
- 2 業務に必要な自動車は、受注者で用意すること。

別紙3

低入札工事監督等補助業務委託契約書（例）

発注者及び受注者

は、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託の内容等）

第2条 委託の内容等は次のとおりとする。

委託業務名	
業務番号	第 号
委託場所	
委託期間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
委託金額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円

2 受注者は、前項の委託業務（以下「業務」という。）をこの契約に基づき、別冊の設計書、工事発注図面及び仕様書（発注者が別に定める共通仕様書、現場説明書等を含む。以下「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査職員)

- 第5条 発注者は、この業務の遂行について調査職員を配置し、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書及び共通仕様書、特記仕様書等に定めるとおりの権限を有する。
 - 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(委託業務の履行に伴う庁舎等の使用)

- 第6条 発注者は、業務の遂行に必要があると認められる場合は、庁舎敷地及び庁舎の一部を無償で受注者の使用に供するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者から提供された施設を善良に管理するとともに、前項の目的以外に使用してはならない。

(委託業務の調査等)

- 第7条 発注者は、必要がある場合は、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、報告を求めることができる。

(業務内容等の変更等)

- 第8条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

- 第9条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

- 第10条 受注者は、第2条の委託内容により業務を完了したときは、業務完了の日から5日以内に、発注者に対して別紙様式1による業務完了報告書と設計図書に定められた関係書類を添えて提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の書類を受理した日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。
 - 3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について修正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該修正を行い、発注者に修正完了の報告をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、対象工事（監督補助業務対象工事）の検査（中間・出来高・完成）時には、立会いを行うこと。

(委託料の支払)

- 第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、別紙様式4による書面をもって委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の支払の請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

(委託料の部分払)

- 第12条 受注者は、委託期間中3か月を超えるごとに、別紙様式2による実績報告書を発注者に提出して発注者の確認を受けた後は、発注者に対して委託料の支払を別紙様式4により請求することができる。
- 2 発注者は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に別紙様式3により確認を行わなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の支払の請求書を受理した日から15日以内に当該部分払金を支払わなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第13条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第14条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注

者は、受注者から損害金を徴収して期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項の損害金は、委託料支払の際に控除するものとし、支払うべき委託料が損害金に満たない場合は、受注者は、その不足金額を発注者の交付する納入通知書により納入しなければならない。
- 4 発注者の責めに帰する事由により、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項に規定する委託料の支払が遅れた場合は、受注者は、当該各項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該支払うべき額につき年〇パーセントの割合をもって計算した額を遅延利息として発注者に対して請求することができる。

(発注者の解除権等)

第 15 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する事由により期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 17 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながらその者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められるとき。

ト 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ 受注者が、第18条各項の規定による報告等の義務を履行しなかったと認められるとき。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 3 前項の場合において、第12条の規定による部分払金の支払があったときは、当該部分払の額を前項の出来形部分に相応する委託料相当額から控除する。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用するものとする。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務を一時中止した場合において業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- (2) 第8条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (3) 第8条の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中

止が解除されないとき。

- (4) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用するものとする。
 - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合は、受注者に対してその損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団員等からの不当介入に係る報告等の義務)

第18条 受注者は、この契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下この条において「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関し、疑義のあるときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 高知県

契約担当者

受注者 住所

氏名

様式1

令和 年 月 日

発注者
高知県知事

様

受注者 住 所
氏 名

印

業 務 完 了 報 告 書

下記のとおり業務が完了したので報告します。
なお、完了検査合格決定と同時に成果物を引き渡します。

記

委託業務名	
業務番号	
委託場所	
委託期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
委託金額	
委託年月日	
完了年月日	
業務成果物目録書	別添のとおり

上記業務の完了検査を命ずる。

令和 年 月 日

(検査職員 職・氏名)

(検査命令者 職・氏名)

印

様式2

令和 年 月 日

発注者

高知県知事

様

受注者 住 所

氏 名

印

実 績 報 告 書

委託業務名	
委託金額	¥
契約年月日	令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
今回履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の業務について支払を受けたいので、履行確認をお願いします。

低入札工事における監督等補助委託業務に関する取扱いについて 新旧対照表

新	旧
<p>別紙1 低入札工事における監督等補助委託業務実施要領 (略)</p> <p>別紙2 低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書 (略)</p> <p>別紙3 低入札工事監督等補助業務委託契約書(例) 第1条～第13条 (略)</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第14条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期限を延長することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、<u>年〇パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 前項の損害金は、委託料支払の際に控除するものとし、支払うべき委託料が損害金に満たない場合は、受注者は、その不足金額を発注者の交付する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>4 発注者の責めに帰する事由により、第11条第2項及び第12条第3項に規定する委託料の支払が遅れた場合は、受注者は、当該各項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該支払うべき額につき<u>年〇パーセント</u>の割合をもって計算した額を遅延利息として発注者に対して請求することができる。</p> <p>第15条以下 (略)</p> <p>※ 様式の改正：様式4</p>	<p>別紙1 低入札工事における監督等補助委託業務実施要領 (略)</p> <p>別紙2 低入札工事における監督等補助委託業務共通仕様書 (略)</p> <p>別紙3 低入札工事監督等補助業務委託契約書(例) 第1条～第13条 (略)</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第14条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期限を延長することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 前項の損害金は、委託料支払の際に控除するものとし、支払うべき委託料が損害金に満たない場合は、受注者は、その不足金額を発注者の交付する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>4 発注者の責めに帰する事由により、第11条第2項及び第12条第3項に規定する委託料の支払が遅れた場合は、受注者は、当該各項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該支払うべき額につき<u>年2.6パーセント</u>の割合をもって計算した額を遅延利息として発注者に対して請求することができる。</p> <p>第15条以下 (略)</p>